

大阪府大規模 e スポーツ大会開催支援補助金公募要領

1. 事業の目的

大阪府では、「e スポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランディング化を推進し、大阪の都市魅力の向上を図ることとしています。

本補助金は、府内で大規模な e スポーツ大会を開催する事業者を支援することにより、国内外からの集客を促進するとともに、e スポーツというエンターテインメントコンテンツを通じた大阪の都市魅力の向上を図ることを目的としています。

2. 補助対象事業

本補助金の補助対象事業は、以下に該当する大規模 e スポーツ大会です。

・ 大阪府内で開催され、オフラインでの想定観客数が 1 日当たり 1,000 人以上、かつ、会期中のオフラインでの想定観客数が延べ 3,000 人以上見込まれる e スポーツの競技大会

(国際大会、全国大会、地域大会、学生大会等の別は問わない)

※留意点

・ 観客数については、来場者とその他通行人等との区別が明確に可能な方法により集計するものに限り、(例: チケット販売数、会場座席数、入場ゲートカウント等)

なお、上記に該当する場合でも、以下のいずれかに該当する事業は応募できません。

- ・ 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 残虐的・性的表現を含むゲームタイトル(内容)を主とするもの
- ・ その他知事が不相当と認めるもの

3. 補助対象となる対象者(申請できる者)

(1) 事業申請対象者

事業申請対象者は、補助対象となる大規模 e スポーツ大会の主催者であって、以下の要件をすべて満たす法人又は団体が対象です。

- ・ ゲーム関連企業等の民間企業、社団法人等の団体、教育機関、実行委員会等
- ・ 大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)第 2 条第 2 号イからハまでのいずれにも該当しない者

※なお、複数の事業者が連携して事業を実施する場合は、代表事業者を 1 者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。

(2) 申請資格・要件

(1)に関わらず、次のア～キに掲げる者は、申請することができません。事業を共同で実施する場合は、申請者である代表事業者だけでなく、共同事業者のうちの 1 者でも以下に該当する場合は、申請することができま

せん。

- ア 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- ウ 罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- エ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- オ 大阪府補助金交付規則(昭和 45 年大阪府規則第 85 号)(参考資料)第 15 条第 1 項第 3 号の規定する不正行為をしたと知事が認めた日から一年を経過しない者
- カ 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ・ 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ・ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4. 補助対象経費

事業の実施に直接必要な経費として他の経費と明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額が確認できる以下の経費が補助の対象となります。

[補助対象経費]

- イベント実施会場等へ支払う利用料(会場借り上げに係る使用料及び光熱水費、付帯設備等の使用料を含む)
- 機材費(ただし、レンタル・リースに限る)・設営(映像・音響・照明機器・通信環境整備等で会場設備そのものの工事に係る部分を除く)にかかる経費

※留意点

- ・ 補助対象となるのは、会場の設営(搬入)、リハーサル、本番日、会場の撤収(搬出)に係る補助対象経費です。

[補助対象外経費]

- 補助事業期間外に行った事業に係る経費や本事業に直接関係のない経費
- 機材等補助対象事業者の財産になりうるものの取得に係る経費
- 公租公課(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 手数料(振込手数料等)

※留意点

- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。
- ・ 補助事業の実施に必要な経費でも、その後団体や使用会場が継続して利用可能な備品や設備(設置にかかる費用含む)については、団体や会場の財産になり得るものとみなし、原則、補助対象経費とはなりません。

5. 補助率・補助金額

補助率及び補助金額は以下のとおりです。

- ・ 補助率:補助対象経費の 1/2 以内
- ・ 補助上限額:1件につき 3,000 万円まで

※予算の範囲内において、かつ、審査を経て補助額を決定するため、申請額どおりにならない場合があります。

【補助金額の算定例】

- ☞ 補助対象経費総額 3,000 万円の場合:3,000 万円×1/2=1,500 万円
- ☞ 補助対象経費総額 7,000万円の場合:7,000 万円×1/2=3,500 万円→上限 3,000 万円

6. 補助事業実施期間

令和 8 年度(2026 年度)中に開催される大規模 e スポーツ大会が対象となります。

※複数年度にわたる事業は対象外です。

※事業完了後 30 日以内又は令和 9 年4月 10 日のいずれか早い日までに実績報告が必要です。

7. 公募期間

受付期間: 令和 8 年(2026 年)4月 15 日(水) ~5月 15 日(金) 17 時必着

※留意点

- ・申請件数が多数の場合、審査に時間を要することがあります。
- ・公募を経て、予算に余剰があった場合には、追加募集(※)を行う場合があります。この場合は、大阪府ホームページにてお知らせします。
- (※) 先着順に審査を経て交付を決定します。この場合、予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

8. 申請方法

(1) 申請書類

次の応募書類を、「7.公募期間」に記載の受付期間に持参、又は追跡が可能、かつ、発送の受付日時が確認できる方法(特定記録郵便、簡易書留又はレターパックライト等。締切日必着)により提出してください。

【必須書類】

- ① 補助金交付申請書(交付要綱様式第 1 号)
- ② 要件確認申立書(交付要綱様式第 1-2 号)
- ③ 暴力団等審査情報(交付要綱様式第 1-3 号)
- ④ 事業計画書(交付要綱様式第 2 号)
- ⑤ 収支予算書(交付要綱様式第 3 号)
- ⑥ 申請事業に係る開催概要書(別紙様式ア)
- ⑦ 申請事業に係る開催実績申告書(別紙様式イ)
- ⑧ 団体等の概要を示す書類

・法人: 登記簿謄本(発行後 3 か月以内。外国法令に基づいて設立された法人企業の場合は、これと同

等のもの)、定款、役員名簿

- ・任意団体: 規約、役員名簿、団体概要書
 - ⑨ 直近の事業報告書及び決算書類
 - ・法人: 直近1年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書
 - ・任意団体: 直近1年分の活動報告書、収支計算書
 - ⑩ 会場の見積書又は予約確認書
 - ⑪ 申請者によるイベント開催実績を示す資料
- ※その他、知事が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法・提出先

申請書類は、**5月15日(金)必着**で、以下まで持参、又は送付してください。

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

大阪府府民文化部 都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ eスポーツ担当

(持参の場合)

平日のみ:9時30分~17時00分(12時~13時を除く)

※持参の場合は、事前に 14. 問い合わせ先に記載の電話番号までご連絡をお願いいたします。

(郵送の場合)

特定記録郵便、簡易書留又はレターパックライト等、追跡が可能、かつ、発送の受付日時が確認できる方法で発送(締切日必着)

※電子メールでの申請は受け付けません

(3) 提出時の注意事項

- ・申請書類は、日本語で作成してください。
- ・各種様式は、大阪府ホームページからダウンロードすることができます。
- ・申請書類は返却しませんので、控えを保管してください。
- ・提出書類に不備がある場合は、受理できません。
- ・公募期間終了後の書類追加・差し替えは認められません。ただし、大阪府から補正を求める場合を除きます。
- ・大阪府が補正を求める場合、速やかに対応してください。

9. 審査・選定

申請のあった事業について、要件の確認及び事業効果(過去の実績を含む)等に係る審査を行い、交付対象事業の決定を行います。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施することがありますので、ご協力ください。なお、応募があった事業の合計申請額が予算額を上回る場合には、審査結果に応じ、交付額を決定します。この際、申請額通りに交付の決定ができないこと、事業規模と交付額が比例しないこと等が想定されますが、予めご了承ください。

(1) 審査の項目

- ・集客力(想定集客数の規模について評価を行います)

- ・大会種別(国際大会、国内大会、一部地域を対象とした大会の別で評価を行います)
- ・過去の大会実績(申請大会の過去開催実績について評価を行います)
- ・大阪府政への協力・連携(府政への協力内容について評価を行います)

(2) 審査の方法

大阪府が別途定める審査基準に沿って審査します。

(3) 審査の結果

審査の結果について補助額に反映するものとし、補助金の交付決定通知に代えてお知らせします。

10. 交付決定後の手続き

(1) 事業内容の変更

交付決定を受けた事業の内容又は経費の配分を変更する場合は、事前に変更承認申請が必要です。あらかじめ大阪府に相談の上、変更承認申請書(交付要綱様式4号)の提出などの手続きを行っていただきます。なお、軽微な変更については、当該申請書の提出は不要です。

【変更承認が必要な場合の例】

- ・イベント名称、開催日時、開催場所の変更等
- ・事業内容の基本的部分に関わる重要な変更
- ・補助対象経費の配分の20%以上の変更

【軽微な変更の例(報告のみでよいもの)】

- ・出演者の一部変更など事業の目的及び内容等のうち、事業の基本的部分に関わらない変更である場合
- ・補助対象経費の変更後の金額が変更前と比較して20%未満の変更

(2) 事業の中止・廃止

やむを得ない事由により事業を中止・廃止する場合は、速やかに中止(廃止)に係る届出が必要です。あらかじめ大阪府に相談の上、補助事業の中止(廃止)承認申請書(交付要綱様式5号)の提出などの手続きを行っていただきます。

11. 実績報告・補助金の確定

(1) 実績報告

事業完了後、以下の期限までに実績報告書を提出してください。

提出期限:事業完了後30日以内又は令和9年4月10日のいずれか早い日

提出書類:①補助事業実績報告書(交付要綱様式第7号)

②収支決算書(交付要綱様式第8号)

③補助対象経費の支出を証する資料(契約書、請求書、領収書や振込記録の写し等)

④イベント開催状況を示す資料

・開催状況写真(10枚以上)

・来場者数を証明する資料(チケット販売データ、入場記録等)

- ・メディア掲載資料(記事、URL 一覧等)
 - ・アンケート結果(実施した場合)
- ⑤その他知事が必要と認める資料

(2) 補助金の確定・交付

実績報告書の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、補助金額を確定し、通知します。補助事業者は、通知を受け取った日以後、速やかに交付請求書(交付要綱様式第9号)を提出してください。

(3) 経理の区分管理

補助事業に係る経理は他の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備・保管してください。(保管期間: 補助金交付を受けた年度の終了後、10年間)

(4) その他留意事項

- ・実績報告において、実際の観客数が事業計画を下回った場合、補助額を減額もしくは補助金の交付を取り止めます。
- ・実績報告において、実際の観客数が事業計画を上回った場合でも、補助金の追加交付や増額変更は行いません。
- ・本補助金の交付決定後に補助事業の内容や収支予算などに大幅な変更が生じていると認められる場合は、採択した事業と同一のものとは認められず、補助金を減額または交付を取りやめます。詳細な計画立案に努めてください。

12. 補助金の返還

以下の場合、補助金の全部又は一部の返還を命じることがあります。返還を命じた場合、加算金が発生します。

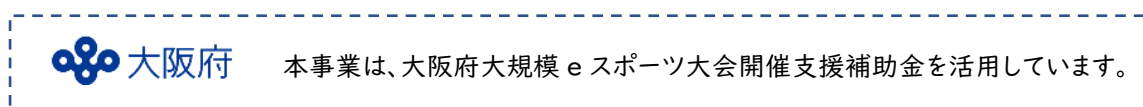
- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ・補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・暴力団等との関係が判明したとき
- ・その他知事が不相当と認めるとき

13. その他の遵守事項

(1) 広報への協力

イベント開催時は「大阪府大規模 e スポーツ大会開催支援補助金事業」である旨を明示するとともに、大阪府が提供するロゴマーク等を掲載してください。

(提供するロゴマーク及び記載例)



(掲載先)プレスリリース、チラシ、ポスター、WEB サイト等

(2) 大阪 e スポーツラウンドテーブル (OeGG) との連携

事業実施に当たっては、大阪 e スポーツラウンドテーブル (OeGG) との連携方法について検討を行い、大阪府と協議のうえ、具体的な取組を行なってください。

(3) 調査への協力

補助事業の適正な執行状況を確認するため、補助事業者に対して報告を求めるほか、帳簿書類や補助事業の実施状況等を確認することがあります。大阪府が実施する調査・検査に協力してください。

(3) 個人情報の取扱い

申請書類に記載された個人情報は、本補助金の事務処理及び統計資料作成のみに使用します。また、事業実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 等の各種関係法令を遵守してください。

14. 問い合わせ先

大阪府府民文化部 都市魅力創造局魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ e スポーツ担当
〔所在地・連絡先〕

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 37 階

電話:06-6210-9018(直通)

E-mail: toshimiryoku-ges@gbox.pref.osaka.lg.jp

〔受付時間〕

平日のみ:9:30~17:00(12:00~13:00 を除く)

〔URL〕

URL: https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/e-sports_hojokin.html

※掲載内容は、随時更新します。